

## 第7回 鳥取市移動等円滑化協議会 議事録

1 日時 令和6年11月15日(金) 15:00～

2 場所 鳥取市役所 鳥取市民交流センター 多目的室1

3 出席者 石川 真澄委員 桑野 将司委員 小谷 繁喜委員  
田中 節哉委員 久野 浩太郎委員 池本 薫理委員  
藪田 和利委員 澤田 佳菜子委員 井須 尚紀委員  
酒本 修昇委員 橋本 孝之委員 真嶋 茂委員  
岸本 梓委員 下田 敏美委員 福原 昇委員  
山田 晋吾委員 野坂 明正委員 岩村 英明委員  
西村 克則委員(代理:大竹課長補佐) 森 泰雄委員  
森山 倫男委員(代理:宮本課長補佐) 竹矢 秀雄委員  
竹間 恭子委員 谷口 恭子委員 河口 正博委員  
藏増 祐子委員 竹内 一敏委員 大野 正美委員(代理:平井課長)  
徳高 雄一郎委員

欠席者 荻原 由紀子委員 岡 周一委員 田中 弘幸委員  
河野 道雄委員 山根 陽一委員

4 議題

- (1) 鳥取市バリアフリー基本構想(素案)について
- (2) スケジュールについて
- (3) その他

5 議事

### 事務局

定刻となりましたので、ただ今より第7回鳥取市移動等円滑化協議会を開会いたします。本日はお忙しいところ、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めます、都市企画課の河田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は協議会委員の方で鳥取県聴覚障害者協会の澤田様にご出席いただいておりますので、本会議に手話通訳の中嶋様・森田様のご協力をお願いしています。

皆様にお願ひでございますが、手話通訳の方が通訳されますので、ご発言の際はゆっくりとした口調でご発言いただきますようお願い申し上げます。

これより、着座にて進行させていただきます。

まず、配布資料について、お手元の資料を確認させていただきます。

事前に送付いたしました「会議次第」「委員名簿」「鳥取市バリアフリー基本構想素案、並びに概要版」、「策定スケジュール」と、本日お配りしております「配席表」「新旧委員名簿」「資料修正箇所」となります。

お手元に資料をお持ちでない委員の方はいらっしゃいますか。

そういたしますと、本日の協議会の進行につきましては、お手元の次第にしたがって進めさせていただきます。

まず、委員の交代についてですが、今年度1回目の協議会ということで、このたび11名の委員が交代され、新しい委員の皆さまにご出席をいただいておりますが、交代された委員の紹介につきましては、配布させていただいている「新旧委員名簿」と「配席表」に代えさせていただきますと思います。よろしくお願ひ致します。

続きまして、委員の皆さまの出欠報告をさせていただきます。本日欠席のご連絡をいただいているのが、

委員の 鳥取市身体障害者福祉協会連合会 荻原様

鳥取県ハイヤータクシー協会 岡様

鳥取商工会議所 田中様

鳥取市ホテル旅館組合 河野様

鳥取市都市整備部 山根部長

5名が本日所用のため欠席でございます。

また、ゆうゆうとっとり子育てネットワークの池本様がまだご到着されていませんので遅参となるようです。

本日は、全委員34名のうち、代理出席を除いて25名の委員の皆様にご出席を頂いております。

本協議会要綱第7条第2項に規定されている過半数の定数に達しておりますので、本協議会が成立することをここに報告いたします。

次に、代理出席委員の承認に移ります。

本協議会要綱第7条第3項により、第3条第1項6号及び7号に規定する委員の職務を代理する者が、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席を当該員の出席とみなすこととされています。

本日は、お配りした「配席表」の選出団体の右肩に「代理出席」と記載させていただいている3名の方に代理出席をいただいております。

石川会長、ご承認頂けますでしょうか。

## 会長

承認します。

## 事務局

ただいまの承認を持ちまして、本日の出席委員数は28名となります。

それでは、これから先の議事進行は、会長が議長となり進めていただきたいと思います。石川会長よろしくお祈いします。

## 会長

皆様こんにちは。

お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

スケジュールの資料を見ておりましたら、ちょうど1年ほど前のこの会議で、重点整備地区等を決めていただいて、その後ですね、市の職員の方が、様々な施設等を回られて、管理をされている行政や企業の皆様にご説明、ご理解をいただいた上で、そしてそれぞれの施設の管理者の方に、計画を立てていただいたものを本日取りまとめていただいた、というふうに伺っております。

ご覧いただいて、それぞれの受け止めがあらうかと思いますが、まずは、確かな1歩というところで前に進めていければというふうに考えておるところです。

もちろん、この先、市民の皆様にご理解をいただく上で、ご懸念或いはご不明な点がございましたら、質問、ご意見等いただきまして、今後に生かしていただければと思っておりますので、活発なご議論をいただければと思っております。

どうぞよろしくお祈いいたします。

それでは議事に入りたいと思っております。

はじめに、鳥取市バリアフリー基本構想素案について、事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局

それでは鳥取市バリアフリー基本構想素案について説明をさせていただきます。

事務局の都市企画課の三谷と申します。

よろしくお祈いいたします。これからは座って説明させていただきます。

それでは、お手元の鳥取市バリアフリー基本構想素案の概要版において主にご説明させていただきますが、詳細については、本編をご覧いただく場合もありますのでよろしくお祈

いします。

1 ページのバリアフリー基本構想の位置づけをご覧ください。

本市では、令和5年3月に策定した、鳥取市バリアフリーマスタープランにより、面的・一体的にバリアフリー化を推進していく地区として、14の移動等円滑化促進地区を設定しました。この14地区のうち鳥取駅・城跡周辺地区と鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区を対象に、駅・道路・建物などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための計画として、策定するものです。

本基本構想は、国のバリアフリー法やユニバーサルデザイン政策大綱、鳥取県福祉のまちづくり条例等の関係法令に基づくものとし、上位計画では本市の第11次総合計画や都市計画マスタープランや、その他の関連計画との整合を図っているものです。

2 ページをご覧ください。

計画期間については、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。その後、施策の進捗状況の調査を実施しつつ、国の方針やバリアフリーをとりまく動向等を踏まえ概ね5年を目途に見直しを行います。

次に検討の進め方についてですが、優先的に整備すべき重点整備地区を選定し、地区内の生活関連施設、生活関連経路を設定し、事業者等と意見調整し、整備すべきバリアフリー化の事業を設定しました。また、まち歩き点検やパブリックコメントにより、市民や当事者の意見を踏まえ策定することとしています。

3 ページの基本理念・基本方針をご覧ください。

本基本構想はマスタープランの下位計画に位置づけるものであり、マスタープランで設定した基本理念・基本方針を踏襲しています。

基本理念では、みんなが支え合い、誰もが安心快適に自分らしく過ごせるまちづくりを掲げ、誰もが安心快適に暮らせるまちの実現を目指します。

この基本理念の実現のために、バリアフリーに関する課題を踏まえまして、これらの5つの基本方針に則り、バリアフリー化を推進していきます。

5つの基本方針はご覧のとおりです。

5 ページの重点整備地区の設定をご覧ください。

これから説明いたします重点整備地区、生活関連施設・生活関連経路の設定については、前回の第6回協議会で決定したのですが、改めて説明させていただきます。

マスタープランで定めた14の移動等円滑化促進地区について、人口の集積度、公共交通の利便性、都市機能の集積度の3つの評価視点に基づきそれぞれ比較した結果、鳥取駅・城跡周辺地区と鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区の2つの地区を優先的にバリアフリーを推進する地区として選定しました。

なお、選定した地区内でバリアフリー化を重点的に整備する区域として重点整備地区を位置づけます。

3つの評価指標に基づいた比較結果は、以下の表で示しています。

次に、生活関連施設について説明します。

6ページをご覧ください。ここでは生活関連施設の選定指標を表しています。施設の分類ごとに指標を設けまして、例として郵便局や銀行の施設では、JR鳥取駅・県庁より高齢者の一般的な徒歩圏とされる半径500m圏内の本店機能を有する施設、宿泊施設では、同じく半径500m圏内の客室数50室以上の施設を選定しています。

本編の16ページ～17ページをご覧ください。選定した施設の一覧表を記載しています。なお、第6回の協議会では、行政機関として鳥取第1地方合同庁舎と鳥取税務署をそれぞれ別に記載していましたが、同一の建物であることから鳥取第1地方合同庁舎に統一しています。また、宿泊施設としてアパホテル鳥取駅前を選定していましたが、調整が整わず生活関連施設から削除しています。これにより鳥取駅・城跡周辺地区につきましては74施設、鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区では18施設を選定しています。

概要版に戻りまして7ページをご覧ください。

この図は、鳥取駅・城跡周辺地区の重点整備地区、生活関連施設並びに生活関連経路を示しています。色付きの丸印が先ほど説明いたしました生活関連施設であり、これらの生活関連施設を包含する赤い点線で示す範囲が重点整備地区の区域となります。生活関連経路については、マスタープランで設定した生活関連経路をもとに、生活関連施設の相互アクセス動線が確保できるように設定しています。生活関連経路は、左上の凡例で示す国道が青線、県道が緑線、市道がピンク線を色分けで示しており、番号は下の表に路線名を記載しています。

8ページは鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区の重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路となります。

9ページをご覧ください。

ここでは、まち歩き点検・意見交換について説明します。

まち歩き点検は、建築物や道路などのバリアフリーに関する現状把握並びに課題の抽出などを目的に行ったものです。具体的な点検箇所は、鳥取大学前駅、県道・市道並びに鳥取市国際交流プラザ内の湖山西地区公民館の共用部とし、障がい者などの各種団体や地元関係者、交通事業者、道路管理者、学識経験者、地元鳥取大学生など事務局を含めた合計34名で点検いたしました。点検ルートについては、記載のとおりです。点検終了後は、国際交流プラザの会議室にて意見交換会を行っています。概要版では点検で出された意見の一部を記載しています。鉄道駅ではスロープの点字ブロックが途切れていることや、建築物ではエレベーターの幅が狭いなどの課題が明らかとなりました。

また、鳥取大学前駅から鳥取市国際交流プラザまでの道路では、歩道の幅が広く、段差が少ないため歩きやすいといった意見があった一方で、市道の一部では歩道が狭く車椅子が通りづらいなどの課題が挙がるなど、バリアフリーに関する現状を把握することができました。

取りまとめた意見等は、バリアフリー化の特定事業を行う事業者に対して提案いたしま

した。

10ページをご覧ください。

ここからは特定事業の説明になります。

特定事業は、重点整備地区の生活関連施設、生活関連経路のバリアフリー化を具体化するためのもので、基本構想における要といえるものです。特定事業には、バリアフリー法で定めるハード整備に関する6つの事業、公共交通特・道路・路外駐車場・都市公園・建築物特・交通安全とソフト対策に関する事業となる教育啓発特定事業があり、基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施する者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

以下の表では設定した生活関連施設などの主なハード・ソフトに関する特定事業を、重点整備地区別、特定事業別に示しています。また、各事業の整備実施時期の目標を短期、令和7年度～令和11年度、中期、令和12年度～令和16年度、長期、令和17年度以降の対応を検討とし、施設改修等にあわせて検討する事業については、その他としています。

特定事業の事業内容及び実施時期は事業者に対してアンケート・ヒアリングを行った結果、事業者より提案いただいた事業を記載しているものです。

例として、①公共交通特定事業のJR鳥取駅では、事業主体がJR西日本、事業数は4事業、事業内容はコミュニケーション支援ボードの設置など、実施時期は継続実施となっています。

本編の32ページに詳細を記載していますのでそちらをご覧ください。建築物におけるバリアフリー化のハード事業では、備考欄のコメ印として大規模な改修等にあわせて実施、心のバリアフリーの項目、こちらのソフト事業については、ご覧のとおりです。

引き続き本編の38ページをご覧ください。④建築物特定事業では、行政機関の鳥取県庁第二庁舎では、11の事業内容ハード事業8、ソフト事業3を記載しています。ハード事業として、項目の階段では、事業内容が両側に手すりを設置するものとして、実施時期はその他としています。その他は下の凡例にあるように施設改修等にあわせて検討となります。また、項目のトイレでは事業内容がオストメイト対応水洗器具の複数設置をするものとして、実施時期は中期としていますので、令和12年度～令和16年度の間での実施計画となります。ソフト事業として、心のバリアフリーの項目では、職員教育の実施や職員による案内やサポートなどの充実を継続的に実施するものです。以下、本編121ページまでは施設毎の特定事業を記載しています。

引き続き本編の122ページをご覧ください。

ここでは、本市の教育啓発特定事業として、職員研修、情報コミュニケーション支援、啓発・広報、教育スポーツ等の振興を今後も継続的にまた、充実を図っていくものとして記載しています。

そのほか、道路、路外駐車場、交通安全、といった内容で特定事業を記載しています。

当日配布いたしました資料修正箇所についてご説明いたします。

委員の皆様にも事前配布した日にち以降に、3つの事業者から特定事業に関する取組について回答をいただきましたので、本編の45、78、87ページが差し替えとなります。修正箇所は、特定事業の項目、事業内容、実施時期を修正しています。

引き続き本編の118ページをご覧ください。

ウェルネス湖山店並びに湖山東店については、事業者から事業内容の提案がなかったことから、削除いたしますが、今後の社会情勢の変化などを踏まえ生活関連施設としては位置付けています。先程の修正に伴い、次ページ以降のページが繰り上がることとなり、速やかに修正いたしますのでご了承をお願いいたします。

ここで、特定事業を取りまとめた結果について、考察・所見を申し上げますと、鳥取県が管理する建築物では、県の福祉まちづくり条例に基づき先導的なバリアフリー化の取組が進められていますが、国・市の施設では少し整備が整っていないと感じたところもあり、本市の庁内関係課にはバリアフリー化を積極的に行うよう依頼することで、一つでも多く特定事業を記載するなど整理したところです。国の建築物についても同様に取組みを依頼しました。

また、民間施設では、施設のバリアフリー化に対して、国・県・市あわせて最大2/3を負担する鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金の制度を活用した取組みを提案いたしましたが、費用的な面もあり厳しい状況でした。ただ、その中でもソフトに関する特定事業をお願いし記載ができたところです。

最後に概要版の18ページをご覧ください。

基本構想の推進に向けた取組みとして、基本構想策定後は継続的な進行管理を踏まえながら必要に応じ見直しを実施するPDCAの取組みを行い、バリアフリー化の推進に取り組んでまいります。

以上が、基本構想素案でございます。

## 会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

## 委員

特定事業を記載した施設の事業主体のうち、本協議会の委員ではないものについては、基本構想本編6ページにおける事業者等意見照会にあるように、意見照会し協議したという

ことでよいでしょうか。

#### **事務局**

ご指摘のとおりです。生活関連施設すべての施設管理者に対しては、あらかじめバリアフリーの現状についてアンケート調査を実施して確認し、今後の取り組みについて市から提案したうえで、協力いただける事業について特定事業として位置づけさせていただきました。

#### **委員**

基本構想概要版 9 ページにおいて、まち歩き点検の結果として、鳥取大学前駅についてスロープの点字ブロックが途切れているという記載があります。バリアフリーガイドラインに基づき、勾配が変わるところに点字ブロックを設置しており、スロープ本体に設置するよう指定はされていない認識であるが、設置の必要があるということですか。

#### **事務局**

バリアフリー整備のガイドラインによりますと、委員が発言されたとおり傾斜が変わるところには必要ですが、スロープ本体部分に設置する必要があるという認識ではなく、まち歩き点検で参加者より出た意見を掲載しています。

#### **会長**

必要がないのであれば誤解を招かないように表記に工夫が必要になると思います。

#### **事務局**

注釈をつけ、誤解を招かないようにいたします。

#### **委員**

まち歩き点検に参加していた際に、鳥取大学駅前の多目的トイレのライトが暗かったと記憶しているが改善しないのでしょうか。

#### **事務局**

市の道路課の管理となっているため確認します。

#### **委員**

24 ページでは確認できませんが、まち歩き点検に乳幼児や小中高生であったり、大人でない団体、もしくは実際に幼児が歩いた、ベビーカーを押して歩いたということはありませんでしたでしょうか。

## 事務局

今回のまち歩き点検では小学生の方であるとか乳幼児の方たちのご参加はいただいては  
ございません。中高生の参加もございません。

## 委員

参加がない理由は何でしょうか。

## 事務局

今回の基本構想では主に高齢者や障がい者の方が利用される施設を抽出していることか  
ら参加者も同様としましたが、今後、基本構想を見直していく段階でご指摘いただいた方も  
対象に検討していくことを考えています。

## 委員

基本構想本編 32 ページ以降に記載する事業はバリアフリー法で、特定事業に位置付けま  
すと、特定事業計画書の提出と事業の実施が義務になるという形になります。それ以外のそ  
の他の事業については、義務が課せられないということで、この中に、これはだから特定事  
業と、その他の事業が一緒になって、出るということで、よろしいでしょうか。すべて実施  
義務が課せられる対象と考えてよいでしょうか。

## 事務局

実施時期を短期、中期、長期としている事業を特定事業に位置付けており、今後、短期の  
事業について事業計画書を作成していただきます。中期以降については、5年後に改めて検  
討いただくこととしています。

## 委員

その他については対象外ということでよいでしょうか

## 事務局

そのとおりです。

## 委員

基本構想本編 74 ページの鳥取駅ショッピングプラザ（シャミネ）の備考欄、各店舗で検  
討とはテナントごとに対応するという意味でしょうか。施設全体で統一的に対応したほう  
がよいと思います。

## 事務局

テナントごとに考え方が違うため、ご協力いただけるテナントで対応いただく計画としています。

## 委員

基本構想本編 100 ページ宝扇庵および 101 ページ仁風閣の備考職員が個別に対応はどういう意味か。

## 事務局

心のバリアフリーについて記載したものであるが表記については再検討いたします。

## 委員

基本構想の議論から外れるが、シャミネの2階は利用されておらず空いているのがもったいないと思います。エスカレーターやエレベーターがなく検討が必要だと思います。テナント料が高価で入りたくても入れないという噂を聞いていますが、今後活用する計画はないのでしょうか。

## 事務局

特定事業のところにも書いておりますけども、建築物については、令和7年度以降、駅周辺再整備事業の計画策定を、施設のリニューアルに合わせ、バリアフリー整備についても検討ということで、記載しております。

現在、駅のバスターミナルの改修や建て直しを行い、そこに商業施設であるとか、ホールであるとか映画館であるとかを入れるなど、そういった市民の皆様の意見をお聞きしております。商業施設も含めた再整備というのを検討しておりますので、その中で、今の空き店舗等についても、また、事業者の方が現れて、利用が進むのではないのかなというふうに考えております。

## 委員

鳥取駅の改札口を自動化する計画がされているがどういう計画になっているのでしょうか。

## 委員

鳥取駅～倉吉駅まで自動改札を春ごろに導入予定であることをプレス発表しています。改札を2階へ移設することの計画については決まっておらず、プレスで報告します。また先ほどご指摘のあったシャミネについてはJR西日本のグループ会社である山陰開発が管理しており、2階には商業施設はありませんが、事務所として利用しております。

## 委員

今回、鳥取市に生活して、手話言語条例が制定されて全国初の条例となったところでもございますので、やっぱり聞こえない人にとっても安心して生活できるそういう社会に変えていただけることを期待しております。資料の 32 ページから特に特定事業の内容が様々な施設に関して記載されております。その辺り全体的にどういうふうな対応を考えていらっしゃるのか確認させていただきました。その中で幾つか疑問がございます。

基本構想 42 ページで、トイレに聴覚障がい者対応火災警報装置（フラッシュライト等）の設置とありますが、設置対象がトイレだけである理由は何でしょうか。トイレ以外にいるときにも火災が発生する可能性はあります。例えば鳥取市民体育館、たまに私も利用していますが、実際体育館の中にもパトライトがあるのはトイレのみで、トレーニング場等にはございません。もし私が 1 人でいた場合、情報がないと安心して使えません。そういった場合、どのような対応をお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

また、例えば鳥取駅、いつもどこでも、音声情報に溢れています。

例えば鳥取駅、バスターミナルの場合でも、バスが遅れます J R が遅れますなどの情報を、こちらもしっかり文字での情報というのが全くございません。

実際に車の免許を持っていない聞こえない方、または子供たち、聾学校の生徒たちは放送がわからなくてすごく困っている。頑張って、近くの人に聞いたけれども、何も答えてもらえない、不安だったという。そういう意見も実際ございます。

その辺りも含めまして、命を守るための、音声情報のあり方、それをどう視覚化するのかという辺り、答えられる範囲で構いませんので、回答をお願いしたいと思います。

## 会長

施設の考え方もあると思うが、行政の立場としてはどう考えていますでしょうか。

## 事務局

聴覚障がい者対応火災警報装置フラッシュライト等について回答します。施設管理者へのアンケート調査の元となるのが、鳥取県の福祉まちづくり条例といったものがございまして、条例のチェックリストを引用させていただいております。

その中で、バリアフリー基準の、まずはここをしなければならないといった最低ラインのところと、望ましい姿といったいろいろ区別がございまして、まずはこの最低限に整備していただきたい項目が、トイレのパトライトといった項目がございましたので、その項目を抽出して、事業者にヒアリングを行いご提案いただいたものを、この特定事業に位置付けております。

トイレだけではなく、当然、受け付け窓口のところでも緊急情報を示すような、文字放送が出るとか、そういったところも当然必要かと思いますが、まずは、最低限のところから積み重ねていきたいと思っております。

## 委員

ご説明ありがとうございました。

今のご回答はこれから考えるという方向でぜひ一緒にこれからも検討いただけたらうれしく思います。

2年前に、国として、情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法、こちらの法が決まっております。そのあたりは行政といたしましては義務化となっていると思いますので、当然予算のこともございますのでパトライトも費用がかかるので簡単ではないと思います。特にトイレは、工事しやすい場所ではありますので、そこから始めるという考え方もあるかもしれません。国からの助成金もございますので、積極的に活用していただき、もっと有効なパトライトの設置をしていただきたいと思います。

鳥取市役所が新しく庁舎ができていますけれども、庁舎の中でもあるのは、エレベーターのところだけです。もし私が、住民票を取りに行こうと思ったら全くわからないし、見えないこともあり、そのようなバリアフリーの視点が本当に効果があるのかどうか、すごく疑問になります。

先ほど回答された、基準があるからチェックリストがあるからではなく、人として実際に、幅広くバリアフリーということを考えていただきたい。

また行政としても、民間企業も、それぞれが見本になるように、積極的に活動していただいて、民間企業も経費、金銭的なものを言われますが、行政としてそこを明確にしていきたい。

そして、さらには情報アクセシビリティ施策推進法、そういう補助金があるということも、行政より積極的に民間企業の方に、啓発していただきたいと申します。

そうすることで、もっと前向きな改善、その1歩が進むのではないかと期待いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 事務局

まずは一定程度の整備を進めていき、引き続き見直しを進めていきたいと思っております。

## 委員

バスターミナルでバスの遅延状況が分からないというご指摘がありましたが、運行状況を確認できる「バスキタ！とっとり」というスマホアプリを作っています。スマホを持っていない学生もいるかもしれませんが、大人の方やスマホを持っている方には活用いただきたいと思っております。

## 会長

いろいろなご意見をいただきましたが、特に、澤田委員様のご意見は大変重いご指摘だったと思っております。まず最初の1歩として事業者様にご検討いただいた結果として、今回の基

本構想ができ上がったかと思しますので、現案で進めることに異議はないでしょうか。  
異議がございませんので、本件は、原案のとおり承認し進めて頂きたいと思ひます。  
次に、策定スケジュールについて事務局より説明をお願いします。

## 事務局

策定スケジュール表をご覧ください。

基本構想の策定にあたっては、昨年度に2回の協議会を開催したところです。

今年度は、本日、第7回の協議会を開催し、その後、12月16日から1月6日までの20日間、市民の皆様からご意見を伺うものとして、パブリックコメントを実施する予定としています。パブリックコメントで出された意見や、協議会等の意見を反映し、基本構想の最終案を作成し、年明けの1月に、第8回の協議会にて最終案の説明をさせていただき予定としています。

なお、基本構想の策定・公表は3月を予定しています。

以上が基本構想策定スケジュールのご説明になります。

## 会長

策定スケジュールについては、原案のとおり進めることに、ご異議はございませんか。

異議がございませんので、策定スケジュールについては、原案のとおり承認し、進めて頂きたいと思ひます。

引き続き、その他事項に移りますが、内容等はございませんので、何か質問等ございますでしょうか。

特に無いようでしたら、事務局にお返しします。

## 事務局

石川会長ありがとうございました。

皆様にご協力をいただき、スムーズに進行していただきありがとうございました。本日の協議会につきましては議事録を作成し、発言内容等を会長、副会長にご確認頂いた上で、市のホームページに掲載することにしております。

先ほど、策定スケジュールでもご説明いたしましたが、来月16日から年明けの6日にかけてパブリックコメントを行い、1月中を目途に基本構想の案を作成し、第8回の協議会を開催する予定です。引き続き、お力添えをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

これをもちまして第7回鳥取市移動等円滑化協議会を閉会とします。

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございました。